

洞爺湖町空き家・空き地バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内における空き家及び空き地の有効活用を通して、洞爺湖町への移住・定住促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在する、個人が居住を目的として建築及び取得した住宅及びその敷地であって、現に居住していない(近く居住しなくなることが確実なものを含む。)もので、不動産登記が完了しているものをいう。
- (2) 空き地 住宅の建築に適した町内の区域内に所在する更地(近く更地となることが確実であるものを含む。)で、良好な管理状態にあり、かつ、不動産登記が完了しているものをいう。
- (3) 所有者 空き家又は空き地(以下「空き家等」という。)に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 不動産業者 宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。
- (5) 空き家・空き地バンク制度 町内に所在する空き家等の売買若しくは賃貸を希望する所有者から申請を受けた情報を登録し、これを必要と認める範囲内において公開することにより、利用希望者に対して情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク制度以外の手段による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家・空き地の登録申請等)

第4条 空き家・空き地バンク制度による空き家等の情報登録を希望する所有者は、洞爺湖町空き家・空き地バンク登録申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。なお、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、所有者及び当該委任業者との連名により提出しなければならない。

- (1) 同意書(別記様式第2号)
 - (2) 情報公開開示内容確認書(別記様式第3号)
 - (3) 当該空き家等に係る登記事項証明書又は登記簿謄本の写し
 - (4) 不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、当該契約書の写し
 - (5) その他、町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認し適当と認められる場合は、洞爺湖町空き家・空き地バンク登録台帳(別記様式第4号。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、洞爺湖町空き家・空き地バンク登録完了通知書(別記様式第5号)を当該申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等について、洞爺湖町空き家・空き地バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度への登録を勧

めることができる。

(登録事項の変更の届出等)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者（以下「登録申請者」という。）は、当該登録申請書の内容に変更があったときは、洞爺湖町空き家・空き地バンク登録変更届出書（別記様式第6号）に変更内容を記載し、停滞なくその旨を町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、登録事項を更新するものとする。

(空き家等の登録抹消)

第6条 町長は、登録申請者が次のいずれかに該当するときは、洞爺湖町空き家・空き地バンクの登録を抹消できるものとする。

- (1) 登録台帳に登録された物件が、売買契約又は賃貸契約が締結されたとき。
- (2) 洞爺湖町空き家・空き地バンク登録抹消届出書（別記様式第7号）の届出があったとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) その他、町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録台帳の登録を抹消したときは、洞爺湖町空き家・空き地バンク登録抹消通知書（別記様式第8号）により登録申請者に通知するものとする。

(公開情報の内容)

第7条 公開する情報は、洞爺湖町空き家・空き地バンク登録申請書の記載内容とする。ただし、個人情報に係る情報は除く。

2 公開する情報は、洞爺湖町のホームページによって行うとともに、空き家等情報バンク担当窓口等において、公開するものとする。

(情報提供及び利用)

第8条 町長は必要に応じて、登録台帳に登録された必要な情報を、空き家等を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、洞爺湖町空き家・空き地バンク利用申込書（別記様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申込みをしなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第10号）
- (2) 身分を証明できる書類

(利用希望者の要件)

第9条 利用希望者は、次の要件を満たした者（以下「利用登録者」という。）でなければならない。

- (1) 購入又は賃貸する空き家に定住し、又は定期的に滞在しようとする者
- (2) 購入又は賃貸する空き地に住宅を建築し、定住又は定期的に滞在しようとする者
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた者

(登録申請者と利用登録者の交渉等)

第10条 町長は、登録申請者と利用希望者が行う空き家等の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については、空き家バンクの情報提供を除いて、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第11条 町、登録者及び利用希望者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 洞爺湖町空き家・空き地バンク制度から知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）

を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏洩、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年5月1日から施行する。
(洞爺湖町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱の廃止)
- 2 洞爺湖町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成22年訓令第21号）は、廃止する。